

市町村に提出する

## 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

### 目 次

1. ま と め .....	1
2. 給与支払報告書（個人別明細書） .....	1
3. 給与支払報告書（総括表） .....	3
4. 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収 .....	5
5. 市町村所在地一覧表 .....	9

#### —給与支払報告書の提出範囲について—

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。  
※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。  
• 在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出  
• 退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

#### —個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について—

翌年4月1日現在に在職する従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税等（市町村民税・道府県民税・森林環境税）は、法令により特別徴収（給与からの差し引き）が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。  
※普通徴収（個人納付）の対象は、翌年3月31までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

#### —電子申告（eLTAX）による給与支払報告書及び源泉徴収票の一括提出について—

電子申告（eLTAX）を利用して個人住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票を同時作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に、源泉徴収票は給与支払者の所轄税務署にそれぞれ提出できますので、電子申告（eLTAX）による提出をお願いします。  
※基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合は、電子申告（eLTAX）等により給与支払報告書を提出する義務があります。

滋賀県、兵庫県  
京都府、奈良県 市・町・村  
大阪府、和歌山县

## 1. ま と め

この手引書は、個人住民税の基礎資料となる給与支払報告書等の作成方法や提出方法をまとめたもので、市町村へ提出していただく調書は次のとおりとなります。

なお、給与支払報告書の入手場所については、市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、提出が必要です。

調書の種類	提出が必要となる場合	提出先	提出期限
給与支払報告書 (個人別明細書)	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合 当該給与の受給者分(市町村提出用1枚を提出してください。)	受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。	令和7年 1月31日(金) まで
給与支払報告書 (総括表)	上記、個人別明細書を提出していただく場合 (提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。) なお、市町村によっては、葉書等で送付する場合がありますので、それを利用してください。	給与の支払を受けなくなつた受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。 なお、特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。	
給与支払報告書に係る 特別徴収 給与所得者異動届出書  〔給与支払報告に係る 異動届出書と特別徴 収に係る異動届出書 が同じ様式になつて います。〕	①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなつた場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなつた場合	給与の支払を受けなくなつた受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。 提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。 なお、特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。	異動があつた月の翌月 10日まで

## 2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- ① 提出期限………令和7年1月31日（金）
- ② 提出先………受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。  
提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。
- ③ 書き方………給与支払報告書（個人別明細書）は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。

国税庁ホームページの「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

### 〈摘要〉欄の記載における留意事項

○定額減税額に関する記載事項として、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額を記載してください。また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、その旨を記載してください。

○前年中途就職者である場合

前職給与等を通算して年末調整された場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等を、記載例を参考に記載してください。

※「中途就・退職」欄にも、該当区分に「○」及び就職日を記載してください。

○同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者である場合

同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生計配偶者である旨を記載してください。

※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。

○租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合

租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。

※従業員等の「住所又は居所」欄には外国における住所を、「支払金額」欄には免税対象額も含めて、外国人の場合は「外国人」欄に「○」を、それぞれ記載してください。

○控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

扶養親族の氏名を記載（16歳未満の場合は氏名の後に「(年少)」を記載）し、氏名の前には括弧書きの数字を付してください。

○所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記載してください。

ただし、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記載した場合は、記載を省略できます。

○退職手当等の支払を受ける配偶者（合計所得金額133万円以下の者に限る）又は扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記載するとともに、その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合にはそれぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載し、氏名の前には（退）を付してください。

#### 〈控除対象配偶者・扶養親族に関する各欄の記載における留意事項〉

- 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載してください。
  - 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。
  - 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字又は(退)を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

## 記載例

## 電算処理の場合 のご注意

「(源泉) 控除対象  
配偶者の有無等」  
及び「未成年者」  
より右側の各欄  
(年月日記載部分  
を除く) は、該當  
する項目について  
アスタリスク (\*)  
印) を印字してく  
ださい。

### 3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方………次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、フリガナはカタカナで記載してください。

(オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

(カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

(キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

(ク) 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名（給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名）を記載してください。

(ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

(コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

(サ) 「指定番号（給与支払者番号）」欄

市町村から通知を受けた、令和6年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1. 新規」の番号を□枠に記載してください。

(シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

(ス) 「受給者総人員」欄

令和7年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数（令和6年中の退職者を除く。）を記載してください。

(セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人数を、特別徴収：住民税等を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収：住民税等を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

(ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

(タ) 「給与の支払の方法及びその期日」欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日のよう記載してください。

(チ) 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収（給与から差し引き）する住民税等について、納入書を使用して納める場合は「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス（インターネットバンキング等）を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してください。

**記載例**

⑦給与支払報告書（総括表）		受付印	指定番号 (給与支払者番号)	
<b>大阪 市町村長</b>		777777		
提出日	令和7年1月27日	1.追加 - <input type="checkbox"/>	↑新規以外の場合は指定番号を記入してください。 1.新規の場合は「1」を記入 →	
給与の支払期間	令和6年1月分から12月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号 <b>91876543210987</b> (右詰めで記入してください。)				
フリガナ	○○ショウジカブシキカイシャ	事業種目	各種商品小売	
給与支払者の名称又は氏名	○○商事株式会社	受給者総人員	678 人	
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称	同上	特別徴収 住民税等を給与から差し引きする人	511 人	
フリガナ	オオサカシキタクナカノシマ	報告員	退職者 退職予定者	9 人
同上の所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島○丁目○番○号	普通徴収 住民税等を給与から差し引きできない人	乙欄 その他	0 人
特別徴収関係書類の送付先 (送付先の新規登録・変更がある場合は記入)	〒541-0055 大阪市中央区船場中央○丁目○番○号	計		520 人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	<b>大阪一郎</b>	所轄税務署	大阪 税務署	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	総務課給与係 フリガナ:ヨドガワ イチロウ 氏名:淀川一郎 電話番号:06-xxxx-xxxx	給与の支払の方法及びその期日	月給 每月25日	
開港税理士等の氏名、所在地及び電話番号	梅田太郎 大阪市北区梅田○丁目○番○号 □□税理士事務所 電話番号:06-□□□□-□□□□	住民税等を特別徴収(給与から差し引き)する場合、納入書の送付は必要ですか	1.必要 納入書を使用して納入 2.不要 eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービスを使用	2

注) 給与支払報告書（個人別明細書）について 1月31日までに提出してください。

1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

注) 個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び本人確認書類の提示又は提出（確認書類又はそ写し）が必要です。

注) 普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収替理由書を使用する等、提出各市町村の提出方法を確認してください。

注) 計正する場合は二重線で抹消してください。

注) 番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

## 個人住民税等の普通徴収への切り替え等について

個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について、従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含みます。）について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税等を差し引いて、市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収とすることができますの条件等については、15ページをご覧ください。（給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。）

## 4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがいまして、令和6年1月1日と令和7年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度（6ページの(オ)欄参照）が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うことになります。

- ① 提出しなければならない方……………令和7年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった方。

※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

- ② 提出先……………給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村へ提出してください。

提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載しております。

なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和6年度の特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は、令和6年1月1日の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和7年1月1日の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

- ③ 提出期限……………異動があった月の翌月10日まで。

- ④ 書き方……………次により記載してください。

(ア) 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

(イ) 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄

(1) 「所在地」・「名称」・「個人番号又は法人番号」欄

給与の支払者の所在地、名称及び個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(2) 「担当者」欄

この届出書について応答できる方の氏名及び課、係名と電話番号を記載してください。

(3) 6年度、7年度の「特別徴収指定番号」欄、「宛名番号」欄

6年度、7年度欄にそれぞれ市町村から通知を受けた特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載している宛名番号を記載してください。

(ウ) 「給与所得者」欄

(1) 「氏名」欄

姓名とも正確に、また、結婚等により姓が変わった場合には、新姓も記載してください。

(2) 「生年月日」欄

生年月日を記載してください。なお、元号は該当番号を□枠に記載してください。

(3) 「個人番号」欄

個人番号を記載してください。

(4) 「住所」欄

○ 「1月1日現在」欄には、令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

なお、令和6年度の特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は、令和6年1月1日現在の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和7年1月1日現在の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出いただくことになりますので、この場合には、特別徴収に係る給与所得者異動届出書には、令和6年1月1日現在の住所を、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書には、令和7年1月1日現在の住所を記載してください。

○ 退職に伴う転居により住所が異なる場合は、「異動後」欄に新しい住所を記載してください。

○ 住所が団地、アパート等の場合には、棟番号、室番号まで正確に記載してください。

- (5) 「(ア)特別徴収税額(年税額)」欄  
市町村から通知された年税額を記載してください。
- (6) 「(イ)徴収済税額」欄  
すでに徴収した月分と税額を記載してください。
- (7) 「(ウ)未徴収税額(ア)ー(イ)」欄  
未徴収の月分と税額を記載してください。
- (8) 「異動年月日」欄  
「異動の事由」が発生した年月日を記載してください。
- (9) 「異動の事由」欄  
転勤・転籍、退職、死亡等の番号を□枠に記載してください。  
また、異動の事由が「8. その他」の事由による場合は、下の□枠に理由を記載してください。
- (10) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄  
異動後の残税額について該当する項目の番号を□枠に記載してください。  
※海外事業所への転勤・派遣等により出国される場合や、在留期間の満了等により退職し  
海外に帰国されるなどの場合は、徴収を予定していた税金の納税に関する事項を処理い  
ただく方(納税管理人)を定め、届出いただく必要があります。届出先など詳しくは、  
市町村へお問い合わせください。
- (エ) ① 「特別徴収継続の場合」欄  
給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、新しい勤務先の所在  
地、名称、特別徴収指定番号、担当者及び法人番号をそれぞれ記載してください。  
新しい勤務先での特別徴収事務を円滑に行っていただくため、新しい勤務先へ特別徴収され  
る月割額及び開始月をご連絡いただくようお願いします。また連絡していただいた場合は、「新  
しい勤務先へは、月割額  円を  月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう  
連絡済みです。」欄にその旨を記載してください。
- (オ) ② 「一括徴収の場合」欄  
特別徴収税額のある給与所得者の方が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額  
については、次により給与又は退職手当等が支払われた際にまとめて特別徴収義務者において  
徴収し、納入していただくことになります。  
なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5  
月31日(例えば、令和6年度個人住民税等にあっては、令和7年5月31日)までに支払われる  
ときになります。
- 退職の日が6月1日から12月31までの間(例えば、令和6年度個人住民税等にあっては、  
令和6年6月1日から令和6年12月31までの間)の場合  
退職した給与所得者から一括徴収の申出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。
- 退職の日が翌年1月1日から4月30までの間(例えば、令和6年度個人住民税等にあ  
っては、令和7年1月1日から令和7年4月30までの間)の場合  
退職した給与所得者本人から一括徴収の申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴  
収してください。
- 一括徴収する場合は、該当する理由の「1」又は「2」の番号を□枠に記載し、次の所要  
事項を記載してください。
- 「徴収予定額((ウ)と同額)」欄  
給与の支払を受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31までの間に支払を  
受けるべき給与又は退職手当等の額のそれから徴収すべきものとして、未徴収税額の全  
額を記載してください。  
そして、一括徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る月割額  
と併せて納入していただきますが、この場合、何月分の月割額と併せて納入していただくか  
を「左記の一括徴収した税額は月分(翌月10日納期限)で納入します。」欄に記載してく  
ださい。

(カ) ③ 「普通徴収の（一括徴収しない）場合」欄

普通徴収の場合は、「1」から「3」の中から該当する理由の番号を□枠に記載してください。

### 記載例（転勤・転籍 特別徴収継続の場合）

## 記載例（退職 一括徴収する場合）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収												整理番号	特別徴収指定期間及び宛名番号		
530-0005 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○商事株式会社												総務課給与係	6年度	7777777	
受付印 7 大阪市町村長 合和 7 年 3月 3 日提出 個人番号又は法人番号 (有盐めでご記入ください) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7												課係氏名 担当者 電話番号 内線	淀川一郎	年	2
特別徴収地名 大阪花子 新姓 浪速 出生年月日 元号 3 一、明治 2 大正 57 年 1 月 2 日 個人番号 5 6 7 8 5 6 7 8 5 6 7 8 従業者登録番号 1月1日現在 大阪市住吉区殿辻○丁目○番○号 再勤続												特別徴収税額 (年税率) 例) 11月10日納期限の場合→10月分 6 月分から 3 月分から 2 月分まで 5 月分まで	60-xxxx-x-xxxx 06-xxxx-x-xxxx ××××	年	7 特別徴収指定番号 年 度
特別徴収の事由 ※事業主及び徴収義務者のみによる 書類提出の場合はできません。												異動の事由 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）												異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
所 在 地 名 地 名 新 しい 勤 務 先 (特別 徴 収 義 務 者 者)												特別徴収指定番号 相 氏 名 当 任 者 電 話 法 人 番 号	月割額 円 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）												受 給 者 登 録 番 号 左記の一括徴収した税額は、 3 月分（翌月10日納期限）で納入します。			
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（① 及び ②に当てはまらない場合に記入してください。）												納 入 書 の 要 否 番号を記入 ① 必要 ② 不要			
市 町 村 処 理 欄 A B C D E F G H I J K L												日 特 別 徴 収 税 額 理 構 6年 度 月分以降の 月割額は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 7年 度 月分以降の 月割額は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他		

## 記載例（退職 普通徴収の（一括徴収しない）場合）

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書 特別徴収												整理番号	特別徴収指定期間及び宛名番号		
530-0005 大阪市北区中之島○丁目○番○号 ○○商事株式会社												総務課給与係	6年度	7777777	
受付印 7 大阪市町村長 合和 7 年 11月 5 日提出 個人番号又は法人番号 (有盐めでご記入ください) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7												課係氏名 担当者 電話番号 内線	淀川一郎	年	3
特別徴収地名 大阪二郎 新姓 出生年月日 元号 3 一、明治 2 大正 57 年 1 月 3 日 個人番号 3 4 5 6 3 4 5 6 3 4 5 6 従業者登録番号 1月1日現在 大阪市西区新町○丁目○番○号 大阪市淀川区十三東△丁目△番△号 再勤続												特別徴収税額 (年税率) 例) 11月10日納期限の場合→10月分 6 月分から 11 月分から 10 月分まで 5 月分まで	60-xxxx-x-xxxx 06-xxxx-x-xxxx ××××	年	6 特別徴収指定番号 年 度
特別徴収の事由 ※事業主及び徴収義務者のみによる 書類提出の場合はできません。												異動の事由 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）												異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)			
所 在 地 名 地 名 新 しい 勤 務 先 (特別 徴 収 義 務 者 者)												特別徴収指定番号 相 氏 名 当 任 者 電 話 法 人 番 号	月割額 円 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		
② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）												受 給 者 登 録 番 号 左記の一括徴収した税額は、 3 月分（翌月10日納期限）で納入します。			
③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（① 及び ②に当てはまらない場合に記入してください。）												納 入 書 の 要 否 番号を記入 ① 必要 ② 不要			
市 町 村 処 理 欄 A B C D E F G H I J K L												日 特 別 徴 収 税 額 理 構 6年 度 月分以降の 月割額は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 7年 度 月分以降の 月割額は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12	1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他 1 特別徴収義務者を変更 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 支払少額 7 支払定期 8 その他		

## 5. 市町村所在地一覧表 (府県別・五十音順)

令和6年9月1日現在

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
滋 賀 県	【市】					
	大津市	252018	大津市御陵町3-1	市民税課	520-8575	(077) 528-2721
	近江八幡市	252042	近江八幡市桜宮町236	税務課	523-8501	(0748) 36-5505
	草津市	252069	草津市草津3-13-30	〃	525-8588	(077) 563-1234
	甲賀市	252093	甲賀市水口町水口6053	〃	528-8502	(0748) 69-2128
	湖南市	252115	湖南市中央1-1	〃	520-3288	(0748) 71-2319
	高島市	252123	高島市新旭町北畑565	〃	520-1592	(0740) 25-8116
	長浜市	252034	長浜市八幡東町632	〃	526-8501	(0749) 65-6524
	東近江市	252131	東近江市八日市緑町10-5	市民税課	527-8527	(0748) 24-5604
	彦根市	252026	彦根市元町4番2号	税務課	522-8501	(0749) 30-6140
	米原市	252140	米原市米原1016番地	〃	521-8501	(0749) 53-5115
	守山市	252077	守山市吉身2-5-22	〃	524-8585	(077) 582-1115
	野洲市	252107	野洲市小篠原2100-1	税務納税課	520-2395	(077) 587-6040
	栗東市	252085	栗東市安養寺1-13-33	税務課	520-3088	(077) 551-0106
	【町】					
	愛荘町	254258	愛知郡愛荘町愛知川72	〃	529-1380	(0749) 42-7690
	甲良町	254428	犬上郡甲良町在士353-1	〃	522-0244	(0749) 38-5064
	多賀町	254436	犬上郡多賀町多賀324	税務住民課	522-0341	(0749) 48-8113
	豊郷町	254410	犬上郡豊郷町石畠375	税務課	529-1169	(0749) 35-8119
	日野町	253839	蒲生郡日野町河原1-1	〃	529-1698	(0748) 52-6570
	竜王町	253847	蒲生郡竜王町小口3	〃	520-2592	(0748) 58-3750
京 都 府	【市】					
	綾部市	262030	綾部市若竹町8番地の1	税務課	623-8501	(0773) 42-4235
	宇治市	262048	宇治市宇治琵琶33番地	〃	611-8501	(0774) 22-3141
	亀岡市	262064	亀岡市安町野々神8番地	〃	621-8501	(0771) 25-5012
	木津川市	262145	木津川市木津南垣外110番地9	〃	619-0286	(0774) 75-1203
	京田辺市	262111	京田辺市田辺80番地	〃	610-0393	(0774) 64-1317
	京丹後市	262129	京丹後市峰山町杉谷889番地	〃	627-8567	(0772) 69-0180
	京都都市	261009	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階	市税事務所 法人税務担当	604-8171	(075) 213-5246
	城陽市	262072	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	税務課	610-0195	(0774) 56-4021
	長岡京市	262099	長岡京市開田1丁目1番1号	〃	617-8501	(075) 955-9507
	南丹市	262137	南丹市園部町小桜町47番地	〃	622-8651	(0771) 68-0004
	福知山市	262013	福知山市字内記13番地の1	〃	620-8501	(0773) 24-7024
	舞鶴市	262021	舞鶴市字北吸1044番地	〃	625-8555	(0773) 66-1026

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
京 府	ミ 宮津市	262056	宮津市宇柳繩手345番地の1	税務・国保課	626-8501	(0772) 45-1612
	ム 向日市	262081	向日市寺戸町中野20番地	税 务 課	617-8665	(075) 874-2243
	ヤ 八幡市	262102	八幡市八幡園内75番地	税 务 課 市民税係	614-8501	(075) 983-2164
	【町・村】					
	イ 井手町	263435	綴喜郡井手町大字井手小字東高月8番地	税 务 課	610-0302	(0774) 82-6163
	伊根町	264636	与謝郡伊根町字日出651番地	住民生活課	626-0493	(0772) 32-0503
	ウ 宇治田原町	263443	綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1	税住民課	610-0289	(0774) 88-6633
	都才 大山崎町	263036	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	〃	618-8501	(075) 956-2101
	力 笠置町	263648	相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1	〃	619-1393	(0743) 95-2302
	キ 京丹波町	264075	船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1	税 务 課	622-0292	(0771) 82-3802
	ク 久御山町	263222	久世郡久御山町島田ミスノ38番地	〃	613-8585	(075) 631-9926
	セ 精華町	263664	相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地	〃	619-0285	(0774) 95-1916
	ミ 南山村	263672	相楽郡南山山村大字北大河原小字久保14番地1	税住民 福社 課	619-1411	(0743) 93-0103
	ヨ 与謝野町	264652	与謝郡与謝野町字加悦433番地	住民税務課	629-2498	(0772) 43-9020
	ワ 和束町	263656	相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2	税住民課	619-1295	(0774) 78-3005
大 阪 府	【市】					
	イ 池田市	272043	池田市城南1丁目1番1号	課 稅 課	563-8666	(072) 754-6222
	和泉市	272191	和泉市府中町二丁目7番5号	税 务 室 市民税担当	594-8501	(0725) 41-1551
	泉大津市	272060	泉大津市東雲町9番12号	税 务 課	595-8686	(0725) 33-1131
	泉佐野市	272132	泉佐野市市場東1丁目1番1号	〃	598-8550	(072) 463-1212
	茨木市	272116	茨木市駅前三丁目8番13号	市民税課	567-8505	(072) 620-1614
	才 大阪市	271004	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階	船 場 法 人 市税事務所	541-8551	(06) 4705-2932
	大阪狭山市	272311	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	税務グループ	589-8501	(072) 366-0011
	貝塚市	272086	貝塚市畠中1丁目17番1号	課 税 課	597-8585	(072) 433-7250
	柏原市	272213	柏原市安堂町1番55号	〃	582-8555	(072) 972-1501
	交野市	272302	交野市私部1丁目1番1号	税 务 室 (市民税係)	576-8501	(072) 892-0121
	門真市	272230	門真市中町1番1号	課 税 課 市民税グループ	571-8585	(06) 6902-5898
	河内長野市	272167	河内長野市原町1丁目1番1号	税 务 課	586-8501	(0721) 53-1111
	岸和田市	272027	岸和田市岸城町7番1号	市民税課	596-8510	(072) 423-9418
	堺市	271403	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 (2階)	〃	591-8701	(072) 231-9755
	四條畷市	272299	四條畷市中野本町1番1号	税 务 課	575-8501	(072) 877-2121
	吹田市	272051	吹田市泉町1丁目3番40号	市民税課	564-8550	(06) 6384-1231

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
大 阪	摂津市	272248	摂津市三島1丁目1番1号	市民税課	566-8555	(06) 6383-1111
	泉南市	272281	泉南市樽井1丁目1番1号	税務課	590-0592	(072) 483-9031
	大東市	272183	大東市谷川1丁目1番1号	課税課	574-8555	(072) 870-0418
	高石市	272256	高石市加茂4丁目1番1号	税務課	592-8585	(072) 265-1001
	高槻市	272078	高槻市桃園町2番1号	市民税課	569-8501	(072) 674-7132
	豊中市	272035	豊中市中桜塚3丁目1番1号	〃	561-8501	(06) 6858-2133
	富田林市	272141	富田林市常盤町1番1号	課税課	584-8511	(072) 25-1000
	寝屋川市	272159	寝屋川市本町1番1号	市民サービス部 (市民税担当)	572-8555	(072) 824-1181
	羽曳野市	272221	羽曳野市誉田4丁目1番1号	税務課	583-8585	(072) 958-1111
	阪南市	272329	阪南市尾崎町35番地の1	〃	599-0292	(072) 471-5678
	東大阪市	272272	東大阪市荒本北1丁目1番1号	市民税課	577-8521	(06) 4309-3135
	枚方市	272108	枚方市大垣内町2丁目1番20号	〃	573-8666	(072) 841-1221
	藤井寺市	272264	藤井寺市岡1丁目1番1号	税務課	583-8583	(072) 939-1111
	松原市	272175	松原市阿保1丁目1番1号	課税課	580-8501	(072) 334-1550
	箕面市	272205	箕面市西小路4丁目6番1号	税務室 市民税担当	562-0003	(072) 724-6710
府 県	守口市	272094	守口市京阪本通2丁目5番5号	課税課	570-8666	(06) 6992-1458
	八尾市	272124	八尾市本町1丁目1番1号	市民税課	581-0003	(072) 924-3822
	【町・村】					
	河南町	273821	南河内郡河南町大字白木1359番地の6	税務課	585-8585	(072) 93-2500
	熊取町	273619	泉南郡熊取町野田1丁目1番1号	〃	590-0495	(072) 452-1005
	島本町	273015	三島郡島本町桜井2丁目1番1号	〃	618-8570	(075) 962-5414
	太子町	273813	南河内郡太子町大字山田88番地	〃	583-8580	(072) 98-5517
	田尻町	273627	泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1	〃	598-8588	(072) 466-5003
	忠岡町	273414	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号	税務会計課	595-0805	(0725) 22-1122
	千早赤阪村	273830	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	税務課	585-8501	(072) 72-0083
	豊能町	273210	豊能郡豊能町余野414の1	〃	563-0292	(072) 739-3417
	能勢町	273228	豊能郡能勢町宿野28番地	理財課	563-0392	(072) 734-0153
	岬町	273660	泉南郡岬町深日2000番地の1	税務課	599-0392	(072) 492-2752
兵 庫	【市】					
	相生市	282081	相生市旭1丁目1-3	税務課	678-8585	(0791) 23-7128
	明石市	282031	明石市中崎1丁目5番1号	市民税課	673-8686	(078) 918-5013
	赤穂市	282120	赤穂市加里屋81	税務課	678-0292	(0791) 43-6803
	朝来市	282251	朝来市和田山町東谷213-1	〃	669-5292	(079) 672-3301
	芦屋市	282065	芦屋市精道町7-6	課税課	659-8501	(0797) 31-2121
	尼崎市	282022	尼崎市東七松町1-23-1	市民税課	660-8501	(06) 6489-6246

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
兵庫県	淡路市	282260	淡路市生穂新島8番地	税務課	656-2292	(0799) 64-0001
	伊丹市	282073	伊丹市千僧1-1	市民税課	664-8503	(072) 783-1234
	小野市	282189	小野市中島町531番地	税務課	675-1380	(0794) 63-1000
	加古川市	282103	加古川市加古川町北在家2000番地	市民税課	675-8501	(079) 421-2000
	加東市	282286	加東市社50番地	税務課	673-1493	(0795) 42-3301
	加西市	282201	加西市北条町横尾1000番地	〃	675-2395	(0790) 42-1110
	川西市	282171	川西市中央町12-1	市民税課	666-8501	(072) 740-1111
	神戸市	281000	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号2階	法人税務課(特別徵収)	653-8770	(078) 647-9401
	三田市	282197	三田市三輪2-1-1	税務課	669-1595	(079) 563-1111
	宍粟市	282278	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	〃	671-2593	(0790) 63-3000
	洲本市	282057	洲本市本町3-4-10	〃	656-8686	(0799) 22-3321
	高砂市	282162	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	課税課	676-8501	(079) 442-2101
	宝塚市	282146	宝塚市東洋町1-1	市民税課	665-8665	(0797) 71-1141
	たつの市	282294	たつの市龍野町富永1005-1	市税課	679-4192	(0791) 64-3145
	丹波市	282235	丹波市氷上町成松字甲賀1	税務課	669-3692	(0795) 82-1001
	丹波篠山市	282219	丹波篠山市北新町41	課税課	669-2397	(079) 552-5306
	豊岡市	282090	豊岡市中央町2-4	税務課	668-8666	(0796) 21-9045
	西宮市	282049	西宮市六湛寺町10-3	市民税課	662-8567	(0798) 35-3151
	西脇市	282138	西脇市下戸田128番地の1	税務課	677-8511	(0795) 22-3111
	姫路市	282014	姫路市安田四丁目1番地	市民税課	670-8501	(079) 221-2261
	三木市	282154	三木市上の丸町10-30	税務課	673-0492	(0794) 82-2000
	南あわじ市	282243	南あわじ市市善光寺22番地1	〃	656-0492	(0799) 43-5213
	養父市	282227	養父市八鹿町八鹿1675	〃	667-8651	(079) 662-3164
【町】						
県	市川町	284424	神崎郡市川町西川辺165-3	〃	679-2392	(0790) 26-1012
	猪名川町	283011	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	〃	666-0292	(072) 766-0001
	稻美町	283819	加古郡稻美町国岡1丁目1番地	〃	675-1115	(079) 492-1212
	香美町	285854	美方郡香美町香住区香住870-1	〃	669-6592	(0796) 36-1113
	神河町	284467	神崎郡神河町寺前64	〃	679-3116	(0790) 34-0961
	上郡町	284815	赤穂郡上郡町大持278	〃	678-1292	(0791) 52-1113
	佐用町	285013	佐用郡佐用町佐用2611-1	〃	679-5380	(0790) 82-0662
	新温泉町	285862	美方郡新温泉町浜坂2673-1	〃	669-6792	(0796) 82-3113
	太子町	284645	揖保郡太子町鶴280番地1	〃	671-1592	(079) 277-1014
	多可町	283657	多可郡多可町中区中村町123番地	〃	679-1192	(0795) 32-2386
ハ	播磨町	283827	加古郡播磨町東本荘1-5-30	〃	675-0182	(079) 435-0355
	福崎町	284432	神崎郡福崎町南田原3116-1	〃	679-2280	(0790) 22-0560

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
奈良県	【市】					
	イ 生駒市	292095	生駒市東新町8-38	課 稅 課	630-0288	(0743) 74-1111
	ウ 宇陀市	292125	宇陀市榛原下井足17番地の3	税 务 課	633-0292	(0745) 82-8000
	カ 榎原市	292052	榎原市内膳町1丁目1番60号	市民税課	634-8509	(0744) 47-2634
	香芝市	292109	香芝市本町1397	税 务 課	639-0292	(0745) 44-3307
	葛城市	292117	葛城市柿本166	〃	639-2195	(0745) 69-3001
	コ 御所市	292087	御所市1-3	〃	639-2298	(0745) 62-3001
	五條市	292079	五條市岡口1-3-1	〃	637-8501	(0747) 22-4001
	サ 桜井市	292061	桜井市大字粟殿432-1	〃	633-8585	(0744) 42-9111
	テ 天理市	292044	天理市川原城町605	〃	632-8555	(0743) 63-1001
	ナ 奈良市	292010	奈良市二条大路南1丁目1-1	市民税課	630-8580	(0742) 34-1111
	ヤ 大和郡山市	292036	大和郡山市北郡山町248-4	税 务 課	639-1198	(0743) 53-1151
	大和高田市	292028	大和高田市大字大中98番地4	税 务 課 市民税係	635-8511	(0745) 22-1101
	【町・村】					
	ア 明日香村	294021	高市郡明日香村大字橋21番地	住 民 課	634-0142	(0744) 54-2282
	安堵町	293458	生駒郡安堵町大字東安堵958	税 务 課	639-1095	(0743) 57-1511
	イ 斑鳩町	293440	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12	〃	636-0198	(0745) 74-1001
	オ 王寺町	294250	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23	〃	636-8511	(0745) 73-2001
	大淀町	294420	吉野郡大淀町大字桧垣本2090	〃	638-8501	(0747) 52-5501
	カ 上北山村	294519	吉野郡上北山村大字河合330番地	住 民 課	639-3701	(07468) 3-0223
	河合町	294276	北葛城郡河合町池部1丁目1-1	税 务 課	636-8501	(0745) 57-0200
	川上村	294527	吉野郡川上村大字追1335-7	総務税務課	639-3594	(0746) 52-0111
	川西町	293610	磯城郡川西町大字結崎28-1	税 务 課	636-0202	(0745) 44-2211
	上牧町	294241	北葛城郡上牧町大字上牧3350番地	〃	639-0293	(0745) 76-2509
	ク 黒滝村	294446	吉野郡黒滝村大字寺戸77	住民生活課	638-0292	(0747) 62-2031
	コ 広陵町	294268	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	税 务 課	635-8515	(0745) 55-1001
	サ 三郷町	293431	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1	〃	636-8535	(0745) 43-7314
	シ 下市町	294438	吉野郡下市町大字下市1960	〃	638-8510	(0747) 52-0001
	下北山村	294501	吉野郡下北山村大字寺垣内983	住 民 課	639-3803	(07468) 6-0001
	ソ 曾爾村	293857	宇陀郡曾爾村大字今井495-1	住民生活課	633-1212	(0745) 94-2102
	タ 高取町	294012	高市郡高取町大字觀覚寺990-1	税 务 課	635-0154	(0744) 52-3334
	田原本町	293636	磯城郡田原本町890-1	〃	636-0392	(0744) 32-2901
	テ 天川村	294462	吉野郡天川村沢谷60	住 民 課	638-0392	(0747) 63-0321
	ト 十津川村	294497	吉野郡十津川村大字小原225-1	財 政 課	637-1333	(0746) 62-0903
	ノ 野迫川村	294471	吉野郡野迫川村大字北股84	住 民 課	648-0392	(0747) 37-2101
	ヒ 東吉野村	294535	吉野郡東吉野村大字小川99	税務保險課	633-2492	(0746) 42-0441

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
奈良県	平群町	293423	生駒郡平群町吉新1丁目1-1	税務課	636-8585	(0745) 45-1001
	御杖村	293865	宇陀郡御杖村大字菅野368	住民生活課	633-1302	(0745) 95-2001
	三宅町	293628	磯城郡三宅町大字伴堂689	税務課	636-0213	(0745) 44-3072
	山添村	293229	山辺郡山添村大字大西151	住民課	630-2344	(0743) 85-0043
	吉野町	294411	吉野郡吉野町大字上市80-1	町民税務課	639-3192	(0746) 32-3081
和歌山县	【市】					
	有田市	302040	有田市箕島50	税務課	649-0392	(0737) 22-3576
	岩出市	302091	岩出市西野209	〃	649-6292	(0736) 62-2141
	海南市	302023	海南市南赤坂11番地	〃	642-8501	(073) 483-8416
	紀の川市	302082	紀の川市西大井338	〃	649-6492	(0736) 77-2511
	御坊市	302058	御坊市蘭350番地2	〃	644-8686	(0738) 23-5504
	新宮市	302074	新宮市春日1番1号	〃	647-8555	(0735) 23-3333
	田辺市	302066	田辺市東山1丁目5番1号	〃	646-8545	(0739) 26-9920
	橋本市	302031	橋本市東家1丁目1番1号	〃	648-8585	(0736) 33-6212
	和歌山市	302015	和歌山市七番丁23番地	市民税課	640-8511	(073) 435-1036
	【町・村】					
	有田川町	303666	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	税務課	643-0021	(0737) 52-2111
	印南町	303909	日高郡印南町大字印南2570番地	〃	649-1534	(0738) 42-1731
	かつらぎ町	303411	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	〃	649-7192	(0736) 22-0300
	上富田町	304042	西牟婁郡上富田町朝来763	〃	649-2192	(0739) 34-2371
	北山村	304271	東牟婁郡北山村大沼42	総務課	647-1603	(0735) 49-2331
	紀美野町	303046	海草郡紀美野町動木287	税務課	640-1192	(073) 489-5905
	串本町	304280	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	〃	649-3592	(0735) 62-0586
	九度山町	303437	伊都郡九度山町九度山1190	〃	648-0198	(0736) 54-2019
	高野町	303445	伊都郡高野町大字高野山636番地	総務課	648-0281	(0736) 56-3000
	古座川町	304247	東牟婁郡古座川町高池673番の2	住民生活課	649-4104	(0735) 72-0180
	白浜町	304018	西牟婁郡白浜町1600	税務課	649-2211	(0739) 43-5555
	すさみ町	304069	西牟婁郡すさみ町周参見4089	〃	649-2621	(0739) 55-4800
	太地町	304221	東牟婁郡太地町太地3767の1	総務課	649-5171	(0735) 59-2335
	那智勝浦町	304212	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1	税務課	649-5392	(0735) 52-1094
	日高町	303828	日高郡日高町高家626	〃	649-1213	(0738) 63-3802
	日高川町	303925	日高郡日高川町大字土生160番地	〃	649-1324	(0738) 22-1701
	広川町	303623	有田郡広川町広1500	〃	643-0071	(0737) 63-1122
	みなべ町	303917	日高郡みなべ町芝742	〃	645-0002	(0739) 72-2015
	美浜町	303810	日高郡美浜町大字和田1138番地の278	〃	644-0044	(0738) 23-4903
	湯浅町	303615	有田郡湯浅町青木668番地1	住民生活課	643-0002	(0737) 64-1106
	由良町	303836	日高郡由良町里1220の1	税務課	649-1111	(0738) 65-1802

## その他

### 【定額減税について】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において減税が実施されています。

しかしながら、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度分の個人住民税における所得割額から1万円を減税することになっています。

このことから、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで減税を行います。

記載すべき内容につきましては、この手引書1ページ〈「摘要」欄の記載における留意事項〉に示していますので、情報の記載にご協力をお願いいたします。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

### 【電子申告・納税（eLTAX）について】

地方公共団体が共同で運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用するeLTAX（エルタックス）は、地方税に関する様々な手続きを、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

この手引書表紙にある利便性以外にも入力時のチェック機能による入力や計算の誤りの防止の他、eLTAXの地方税共通納税システムにより、毎月納入する特別徴収税額についても、すべての市町村を一括で電子的に納入することも可能です。

また、現在基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合に電子申告（eLTAX）等による提出が義務づけられているものが、令和6年度税制改正で令和9年1月1日以後提出すべき調書について30枚以上に引き下げられます。

これらのことから、ぜひ電子申告・納税（eLTAX）をご利用ください。

eLTAX（エルタックス）のご利用について、詳しくは、下記ホームページをご覧ください。

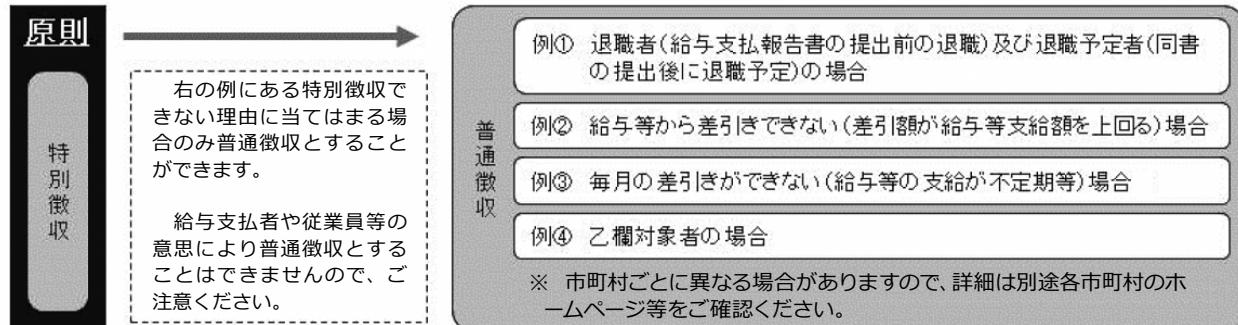
<https://www.eltax.lta.go.jp/>



## 個人住民税等の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さんには、従業員等の個人住民税等の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。



特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税等を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。